

ふくおか し せいねんこうけんすいしん 福岡市成年後見推進センター

☎ 電話 092-753-6450 📠 FAX 092-734-2010

🕒 開所時間 火曜日～土曜日 午前9時～午後5時(祝休日・年末年始を除く)

成年後見制度に関する相談

成年後見制度についてのご相談をお受けし、制度利用の手続きなどの説明を行います。

※相談は無料です。来所される場合は、事前にご連絡ください。
※下記相談支援機関も成年後見制度の相談をお受けしています。

高齢者 いきいきセンターふくおか(地域包括支援センター)

障がい者 区障がい者基幹相談支援センター

成年後見相談会(専門職相談・予約制)

専門職による成年後見制度の利用に関する相談会を開催します。

開催日 毎月第2火曜日および2月・5月・8月・11月の第4火曜日
午後1時～午後4時

相談時間 1件45分 ※同一相談は、原則1回まで。

相談料 無料

申込方法 電話、来所またはFAXでお申込みください。

※詳細は電話またはホームページでご確認ください。

アクセス

〒810-0062
福岡市中央区荒戸3-3-39
福岡市市民福祉プラザ3階
(ふくふくプラザ)

市営地下鉄 空港線

●唐人町駅4番出口 徒歩約7分

西鉄バス

- 福大若葉高校前バス停 すぐ
- 黒門バス停 徒歩約5分
- 唐人町バス停 徒歩約7分
- 大濠公園バス停 徒歩約10分



ホームページ

<https://fukuoka-shakyo.or.jp/seinenkoken.html>

福岡市成年後見
推進センター
ホームページ



福岡市成年後見推進センターは福岡市の委託を受け、福岡市社会福祉協議会が運営しています。

(令和6年1月発行)

ふく おか し

福岡市

せいねんこうけんすいしん 成年後見推進センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が安心して暮らすことができるように、関係機関と連携して成年後見制度の利用促進を図ります。

相談

- 成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談をお受けします。
- 制度のしくみや利用するための流れを説明します。
- 制度の利用について専門職に相談できる相談会を実施します。(最終ページ参照)

広報・啓発

- 成年後見制度の利用を促進するため、広報・啓発を行います。

後見人候補者の調整

- 成年後見制度が必要な方に適切な後見人等を調整します。
※成年後見人等の選任は、家庭裁判所が行います。

後見人支援

- 親族・市民後見人へ後見活動に関する情報を提供します。
- 必要に応じて家庭裁判所と連携します。



こんなお悩みありませんか？



お金のやりくりができない

- 使いすぎてお金が足りない
- 通帳を失くしてしまう



ヘルパーなど福祉サービスを利用したい

- 掃除や食事の準備がうまくできない
- ヘルパーを利用したい



だまされたらどうしよう

- いろんな人が不必要な物を売りにきて、だまされていないか心配



書類の手続きがわからない

- 年金などの通知が来ても何を書いていいのかわからない



子どもの将来が不安

- 障がいのある子どもの支援を家族ができなくなった時、ひとりで生活できるか心配

こんな時に「成年後見制度」の利用を考慮してみませんか？

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分となり、お金の管理や生活に必要な契約・手続きが難しくなった人に代わって、法的な権限を持って支援する人(成年後見人等)を家庭裁判所が選び、支援する制度です。

成年後見制度を利用すると、こんなことができます



通帳の管理や支払いなどのお手伝い・財産管理

- 年金などの受け取り手続き
- 公共料金、福祉サービス利用料などの支払い
- 土地・建物などの不動産の管理や契約



福祉サービス利用や入院手続きなどのお手伝い

- 福祉サービス利用や入院手続きに関する契約
- 要介護認定など福祉に関する認定の代理



不利益な契約の取消

- 日用品以外の物品の購入や日常生活に不必要な契約の取消



書類など手続きのお手伝い

- 住所変更や税の申告など行政関係の手続の代理
- 民間の医療保険など生活に必要な手続きの代理



生活状況の確認

- 本人の状況に変化がないかの確認
- 本人の気持ちや要望を代わりに伝える
- 安心して生活できるよう環境を整える

「成年後見制度」を利用するには？

相談

福岡市成年後見推進センター等が利用の流れを説明します。

申立て
書類の準備

申立人が、必要な書類を取り寄せます。書類作成は専門職に委任することもできます。
※専門職による書類作成は、別途費用が必要です。

家庭裁判所
申立て・
説明聴取

家庭裁判所調査官等が事情を尋ねたり、問い合わせたりします。

成年後見人
等の決定

家庭裁判所が成年後見人等を決め、審判(決定)の確定後、成年後見人等の支援が始まります。

どんな人が支援を行うの？



親族

本人にとって身近な支援者



専門職

弁護士、司法書士、社会福祉士などの法律や福祉等の専門家

成年後見人等の報酬

第三者が後見人になった場合、本人の財産の中から家庭裁判所が決めた額の報酬の負担が必要となります。

成年後見人等ができないこと

- 手術や延命などの医療に関する同意や連帯保証人、身元引受人になること
- 日用品の買い物の取り消し
- 結婚や離婚、遺言、養子縁組などの同意、取り消し、代理

留意点 成年後見制度の申立てを行うと、相当の理由がない限り、途中で取り下げることはできません。